

市税等徴収事務の新たな取組みについて

令和6年10月から市税等徴収率の更なる向上及び業務効率化のため、新たなシステムを導入する。

1 Web口座振替受付サービスの導入

市民サービスの向上と業務の効率化を図るため、Web口座振替受付サービスを導入する。

(1) 導入予定日

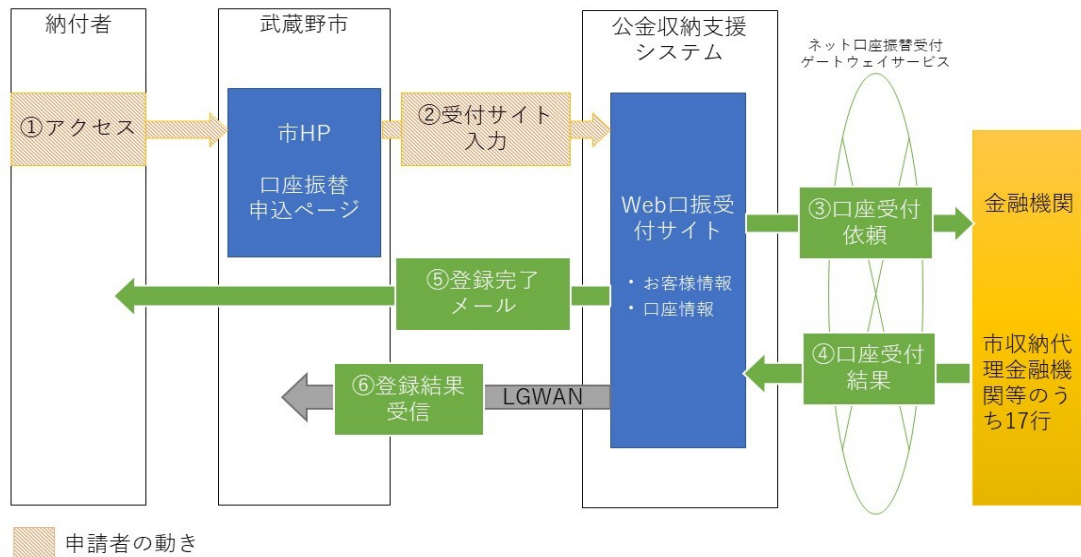
令和6年10月2日（水）

(2) 対象税科目（13税科目）

市・都民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（償却資産を含む。）、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、延長保育料、学童クラブ育成料、学童クラブ延長保育料、母子及び父子福祉資金貸付償還金、女性福祉資金貸付償還金及び市営住宅使用料

(3) 対象金融機関

市収納代理金融機関等のうち17行（ただし、対象税科目により異なる）



(4) 登録の流れ

(5) 周知方法

- ・市報10月1日号への掲載
 - ・市公式ホームページへの掲載
- など

2 SMS催告の実施

SMS（ショートメッセージサービス）催告システムを導入し、納付の確認ができていない方へのSMSを利用した催告を開始する。既存の文書催告や滞納事案の早期解決のために実施している自動電話催告に加えることで、長期滞納の発生抑制、現年度分の対策強化などの相乗効果を図る。

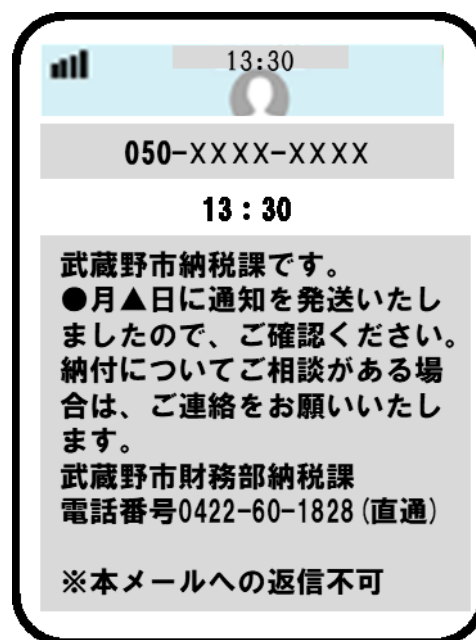
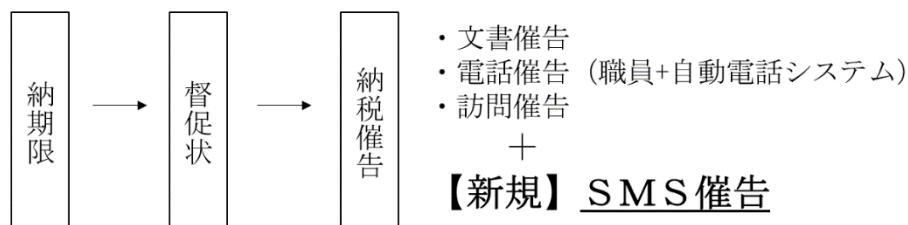
(1) 事業開始日

令和6年10月1日（火）

(2) 対象税目

市・都民税・森林環境税（普通徴収及び特別徴収）、固定資産税・都市計画税（償却資産を含む。）、軽自動車税、法人市民税、事業所税及び国民健康保険税

(3) 催告の流れ



送信メッセージのイメージ

(4) 周知方法

- ・市報10月1日号への掲載
 - ・市公式ホームページへの掲載
- など